

統計資料から見た

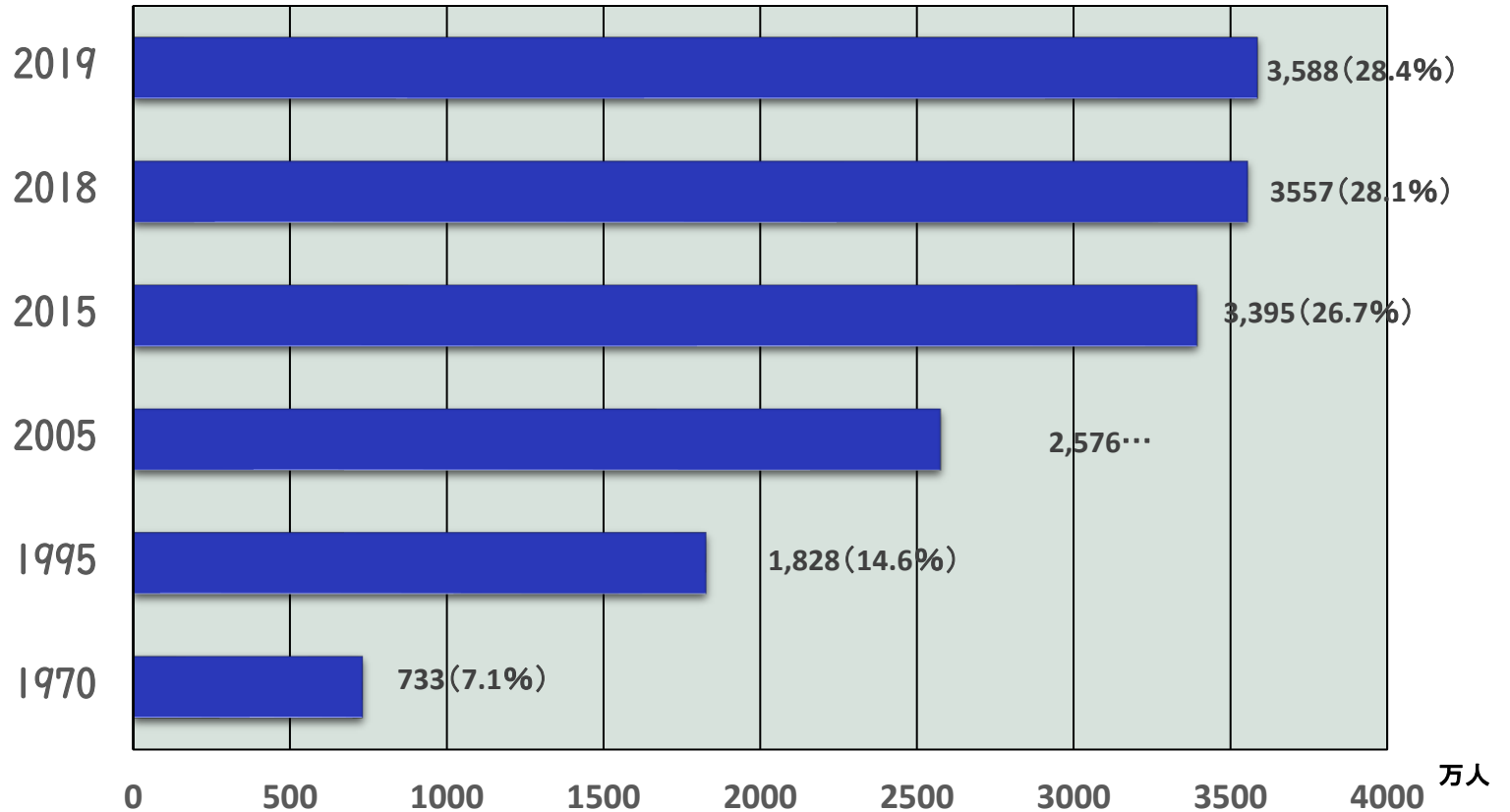
成年後見制度

1. 高齢者の人口

我が国の総人口（2019年9月15日現在推計12,617万人）は、前年に比べ26万人減少している一方、65歳以上の高齢者（以下「高齢者」といいます。人口は、3588万人と、前年（3556万人）に比べ32万人増加し、過去最多となりました。

総人口に占める割合は28.4%と、前年（28.1%）に比べ0.3ポイント上昇し、過去最高となりました。

参考：総務省統計局 高齢者（65歳以上）人口及び割合の推移

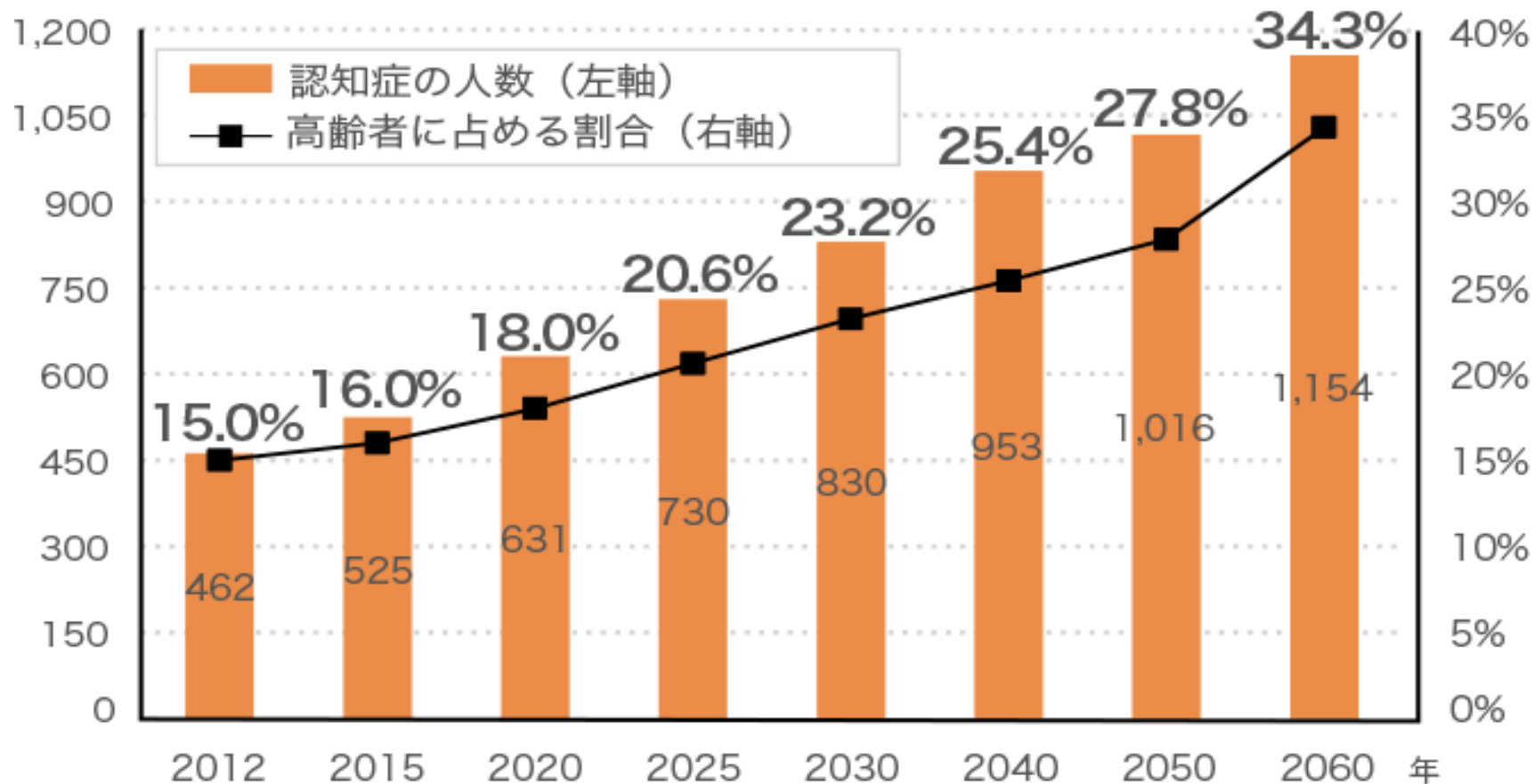


2. 日本における認知症の人の将来推計

65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計15%で、2012年時点で約462万人に上ることが厚生労働省研究班の調査で明らかになっています。

そして、その数が2025年には730万人へ増加し、65歳以上の5人に1人が認知症を発症すると推計されています。

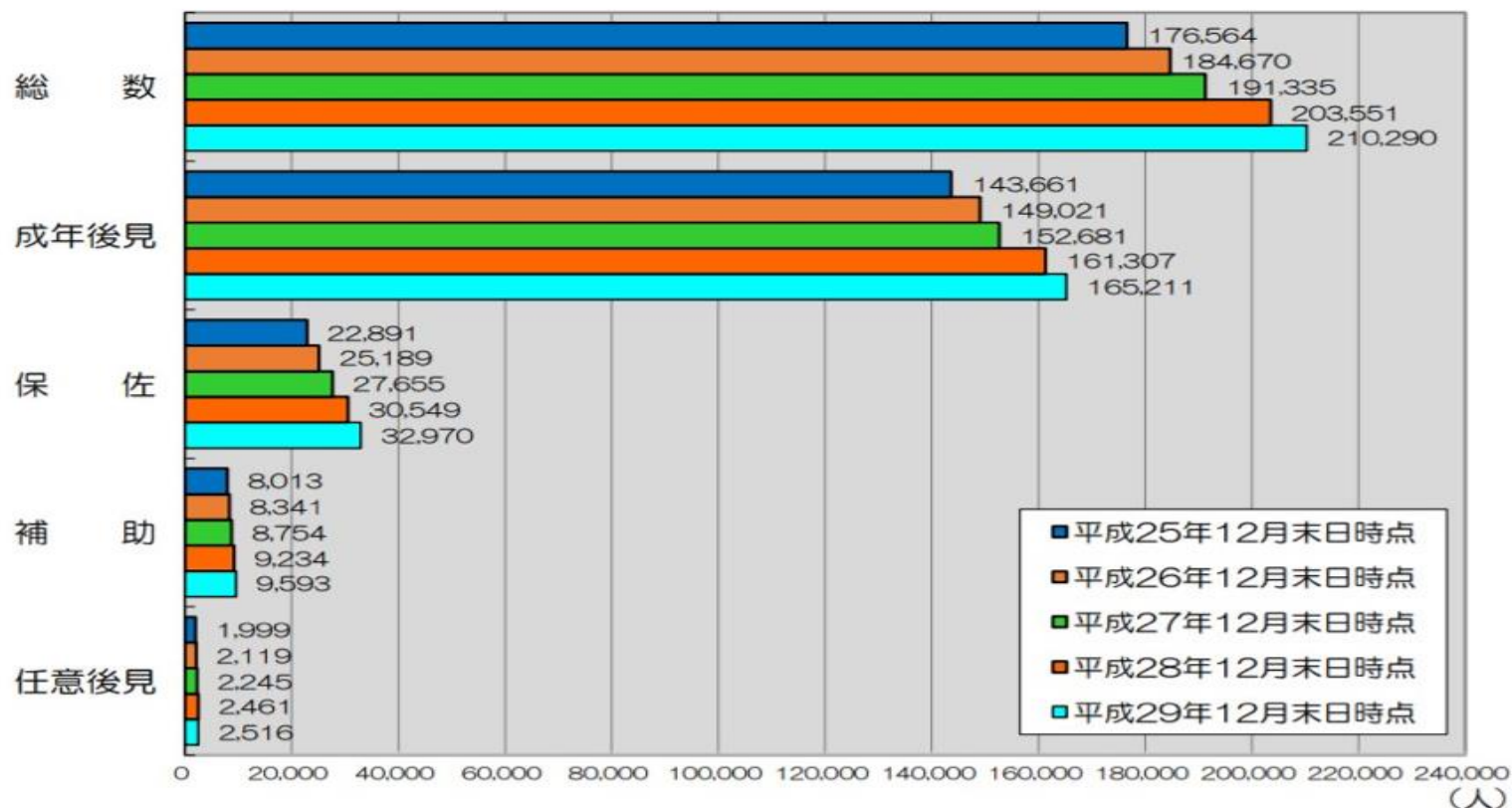
(万人)



3. 成年後見制度の利用者数の推移

認知症高齢者が500万人を超える時代に入っているが、成年後見制度の利用者は約21万人にとどまっています。判断能力が衰えて支援が必要な高齢者が急増する状況に対応できていないといえます。

(資料11) 成年後見制度の利用者数の推移

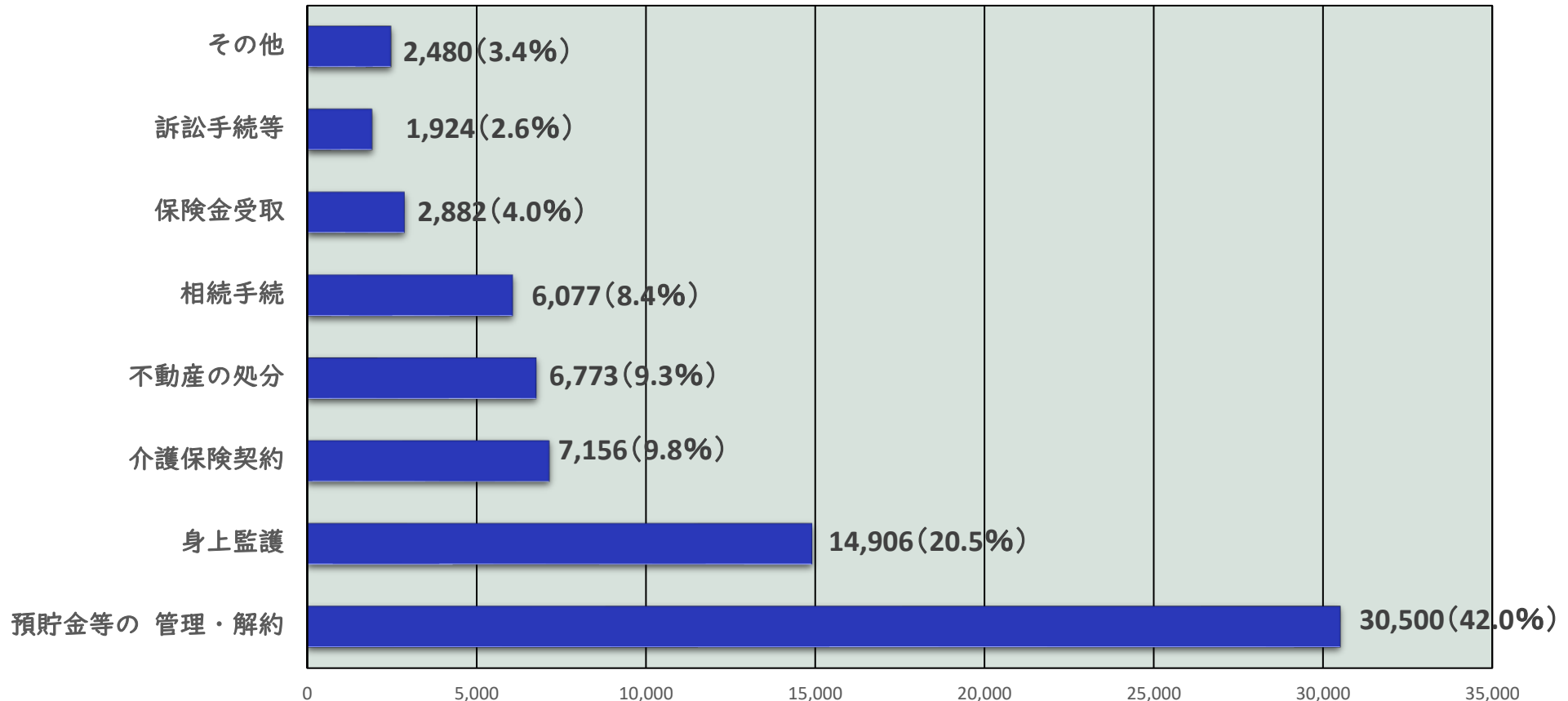


(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

4. 申立ての動機について

主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上監護となっている。

主な申立ての動機別件数・割合（H30.1～12）



(注1) 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

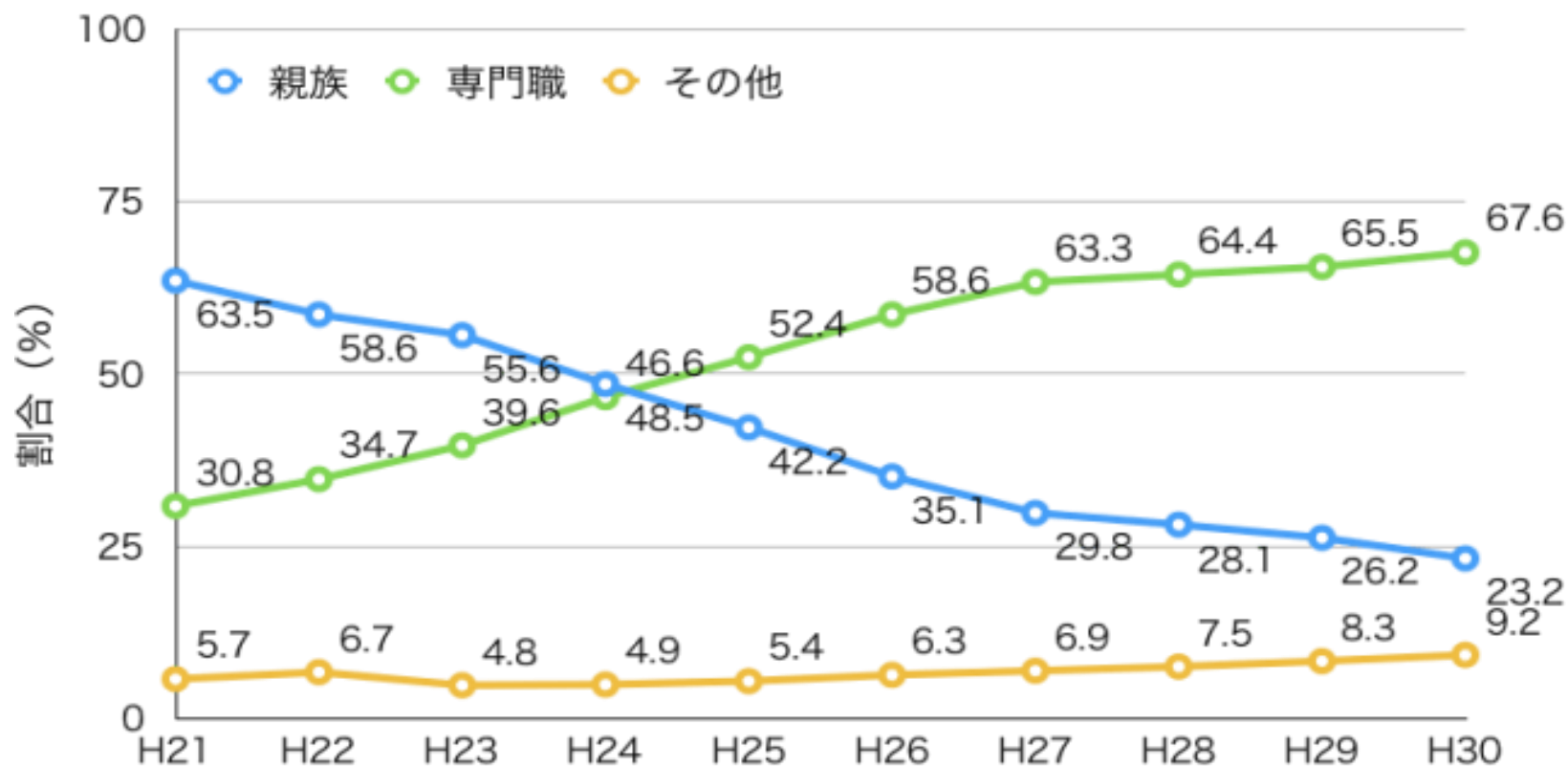
(注2) 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，総数は，終局事件総数（36,127件）とは一致しない。

5. 本人と後見人の関係（親族と専門職）割合

平成21年では、親族が63.5%、専門職が30.8%であったが、平成30年では親族が23.2%、専門職が67.6%と大きく逆転している。

これまで家庭裁判所では、親族らの不正を防ぐ観点から専門職の選任を増やしてきた結果である。

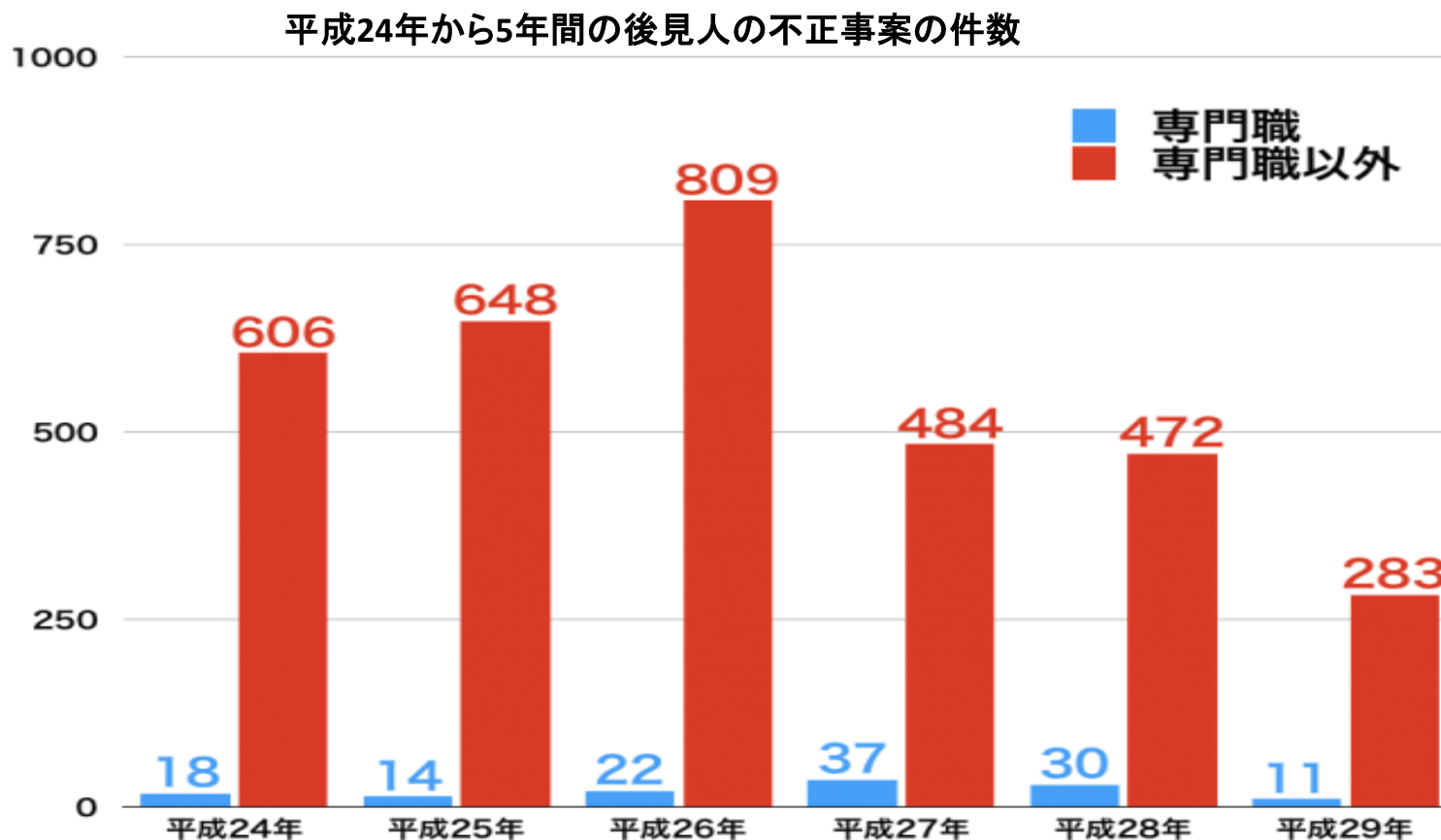
本人と後見人の関係割合の推移



最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(平成21年～平成29年)」のデータより

6. 後見人の不正事案の件数

平成25年以降、後見人の選任は、専門職(弁護士・司法書士等)が専門職以外(親族等)より上回り、その後不正事案の件数が減少しているが、依然として親族等の不正事案が多い。

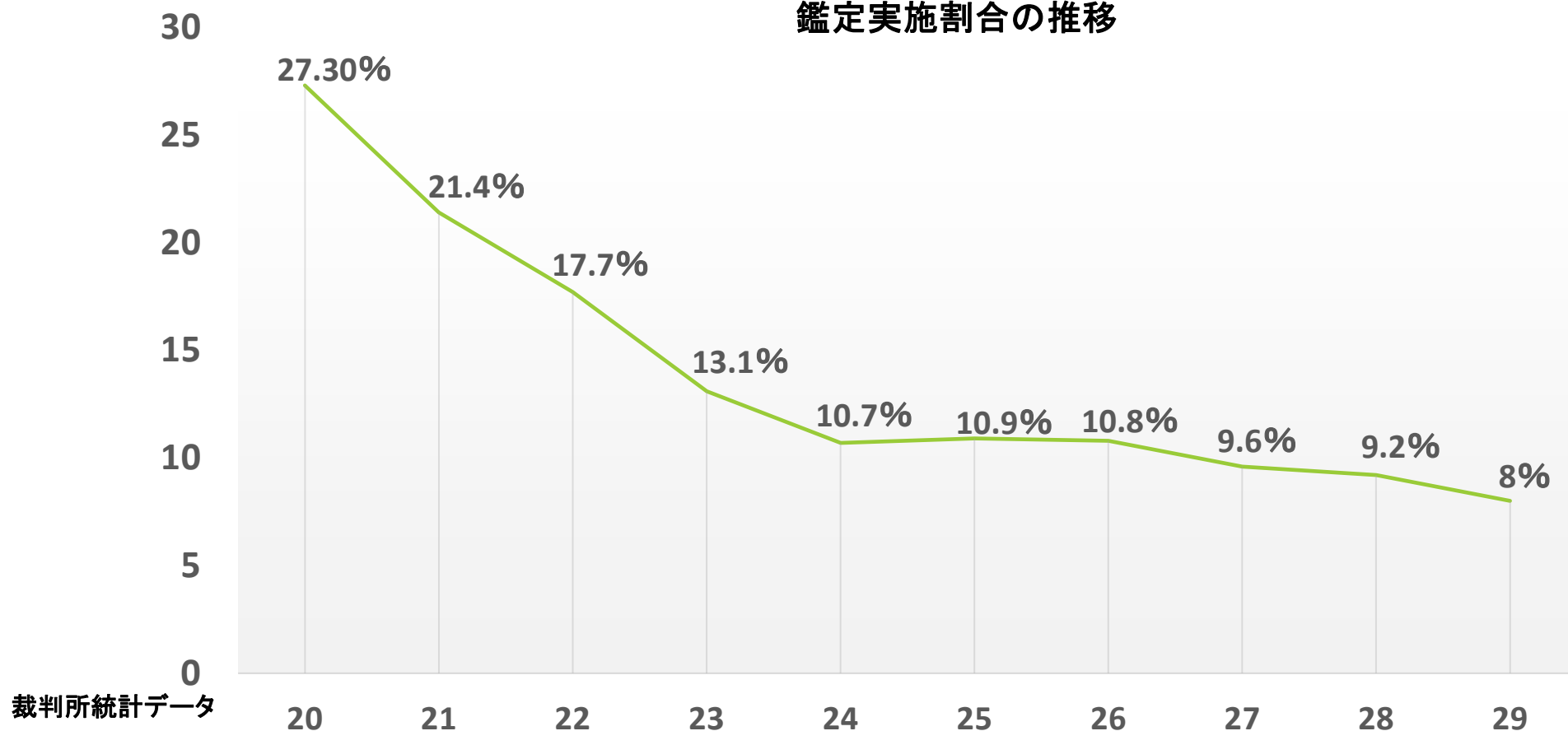


第1回 成年後見制度利用促進専門家会議参考資料

7. 家庭裁判所の鑑定割合の推移

鑑定は、申立時に提出した『診断書』だけでは申立てられた類型（後見、保佐、補助）の妥当性が判断できなかった場合に、裁判所からの指示をもとに実施されるものです。鑑定の結果、申立ての類型と異なる結果が出た場合には、類型を変更する必要があります。鑑定を行い本人の精神状況を正確に評価することで、後見人の業務範囲を適切に設定し、本人の意志をより優先することができるということです。

鑑定実施割合の推移



8. 鑑定費用（H30）

鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約55.1%（前年は約57.8%）を占めており、全体の約96.0%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約97.5%であった。）。

